

人間市長 木 下 博 様

元気な人間まちづくり基本条例を効果的に機能させるため、市民と行政との協働により進めるまちづくりの方策に関して検討を依頼されたことについて、別紙のとおり提言いたします。

平成16年3月26日

協働により進めるまちづくり検討会議

座 長	水 村 雅 啓
副座長	池 田 真 幸
委 員	犬 塚 裕 雅
委 員	高 橋 節 子
委 員	平 野 敏 子
委 員	平 原 律 子

協働により進めるまちづくり検討会議 提言書

平成 13 年 11 月、「生き生き人間 人・まち・自然」を合言葉に「元気な人間」都市宣言が発信されました。人を育て、まちを生き生きさせ、自然を守り抜くことを市民と市長が互いに宣言したものです。そして、この都市宣言の理念のもとに「元気な人間まちづくり基本条例」(以下、条例)が制定され、「元気な人間」の実現のために市民まちづくり活動の拠点の整備と推進組織の設置が条例に謳われました。

さて、協働により進めるまちづくり検討会議(以下、検討会議)が与えられた検討事項は、条例に示されたその 2 つの事項にかかる内容で、推進組織形成の基本的なプラン作成と市民活動センターの活用方法についての考察です。

そのうち条例に基づく推進組織の意義は、次の 3 点に整理できます。

第一に「元気な人間」推進の中核的な存在となる組織であること、第二に市民と行政が責任と役割をもって組織を設置し、成長させていく組織であること、第三に組織の成り立ち自体が元気な人間の価値を表現していることです。

また、市民活動センターは旧保健センターを再利用した施設で、使い勝手の良い部屋の構成や什器備品などのハード部分の準備とあわせて、「元気な人間」推進に有効な活用方法すなわちソフト部分の用意が、市民活動センターのレベルを決めると言っても過言ではありません。

検討会議では、以上の問題意識にもとづいて推進組織の具体化並びに市民活動センターの有効活用を実現するため、以下の提言をいたします。

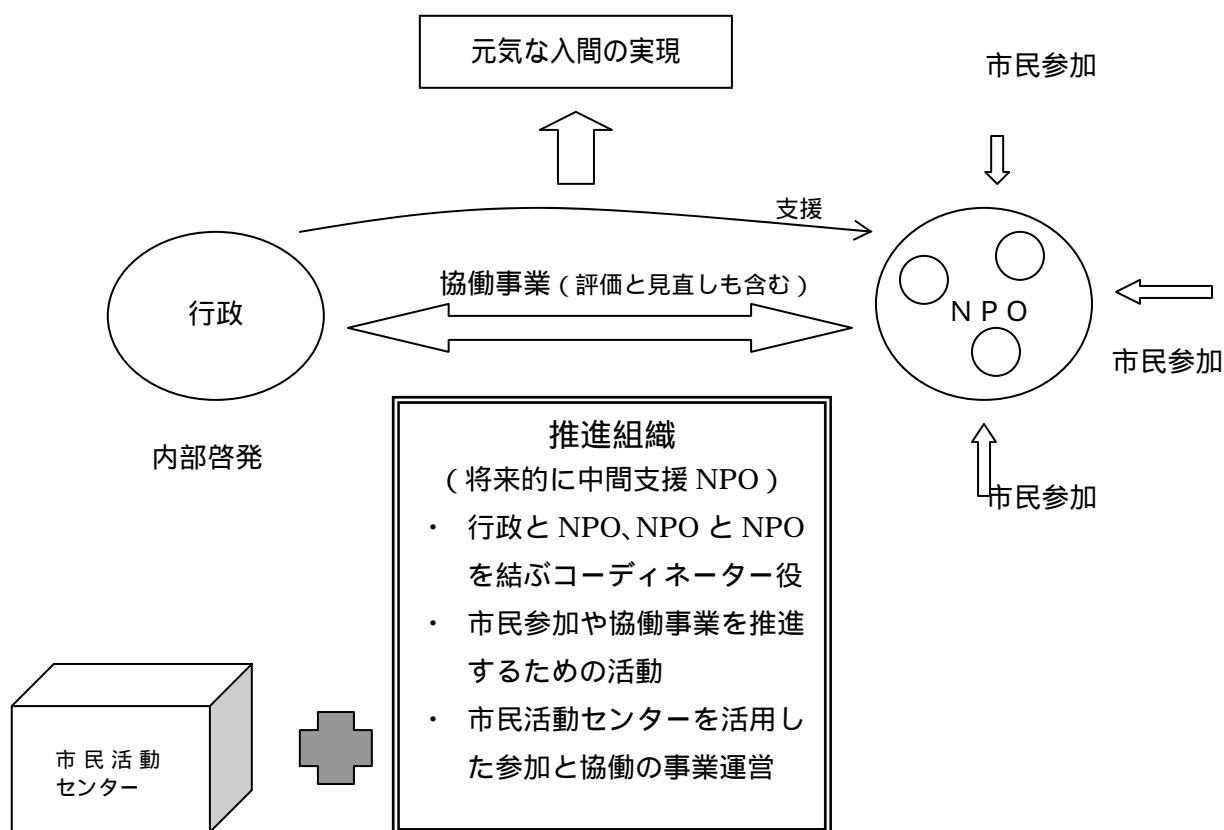
1. 推進組織の設置目的

「元気な人間」の実現には、まちづくり活動へ市民が積極的に参加すること、行政が市民との協働を基本とした施策や事業の計画的な実施を行うことが重要となります。特に協働を進める上では、市民まちづくり活動の力が高まり、行政が施策や事業の計画段階から速やかにかつ着実に協働の取り組みを推進することが大切です。

そこで、市民一人ひとりが自分のまちは自分でつくるという意識を醸成し、市民のまちづくりへの参加のすそ野を広げ、市民まちづくり活動の力を高め、市民と行政との協働関係を育てることを目的として、推進組織を設置します。

2. 「元気な人間」の実現と推進組織の関わり

推進組織の設置目的に則し、「元気な人間」の実現との関わりを示したのが以下の図です。



NPO・・・Non-Profit Organization の略語で、非営利活動団体のこと。広くは市民活動やボランティア活動の団体を示す。また、1998年に施行された特定非営利活動促進法に基づいて法人を取得した団体は、NPO 法人と呼ばれることが多い。

3. 推進組織づくりの工程



スタートステップ（準備組織段階）

推進組織の発足の前に準備組織を設け、その下で市民参加や協働の事業を実証実験し、その成果をもって推進組織の本格的な形成を図り、発足させていく工程を設定します。

準備組織は、推進組織の準備として市民参加や協働にかかる事業の企画、実施、評価、考察などを行なうことから、実践的に考え行動できる人たちで構成されることが望まれます。

そこで準備組織の人員は選考基準を明確にした公募及び推薦により、実践的な行動と考えるのできる市民と行政職員を選ぶことにします。例えば市民の場合は、市内の NPO など活動を経験している人、まちづくり活動について意欲旺盛な人や知識経験者などが対象として有力です。また市内 NPO 活動の経験者の場合、団体を代表して参加するのではなく、準備組織の構成員として行動することが大切な条件となります。つまり、自分の所属する団体の利害で行動するのではなく、「元気な人間」実現の大局的な立場に拠って行動することです。

一方、行政職員の場合は、市民の参加や協働について庁内での啓発に努め、協働に対する行政品質の向上を目指すことが求められますので、行動力のある人が望まれます。

準備組織の人員は 15 人程度で、市民 10 人程度、行政職員 5 人程度の構成が適当だと考えられます。

準備組織ではこれまでの「元気な人間」実現のための検討会議の方針に沿い、準備組織の役割を認識し、スタート点を明確にして活動します。

〔準備組織の役割〕

- ・ 正規推進組織を発足させるための事業
- ・ 市民活動センターの活用促進活動及び団体登録基準づくり
- ・ 中間支援 NPO に発展させるための調査研究

並行して、行政内に推進組織とのパイプ役となる窓口（担当係）の設けることが必要です。

推進組織の形成（5年後のあり方）

スタートステップから1年後を目途に正規推進組織を発足させ、1の設置目的を果たすための事業を開始します。そして、5年後を目途に中間支援NPO法人（ ）を目指します。

中間支援NPO・・・行政とNPO、NOPとNPOとの協働をコーディネートする役割をもつNPO。NPOに対して様々な面からサポートする機能を持つNPOのこと。

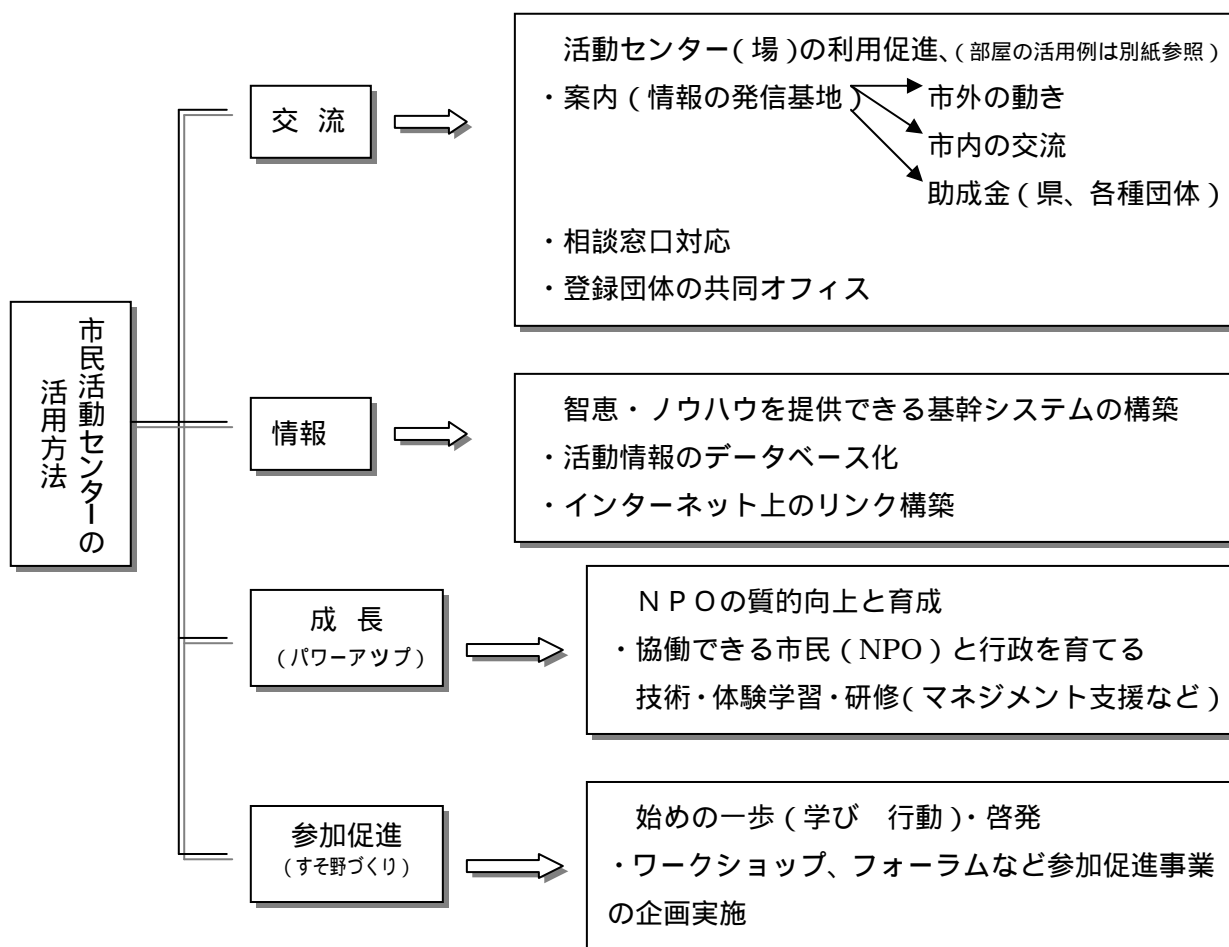
4．準備組織が行う事業（平成16年度中の事業）

準備組織は、市民活動センターを活動拠点とし、上で示した正規推進組織発足のための事業、市民活動センターの活用促進活動及び団体登録基準づくり、中間支援NPOに発展させるための調査研究に取り組んでいきます。

特に正規推進組織発足のための事業に関しては、市民の参加促進(すそ野づくり)やNPOの成長(パワーアップ)にかかる分野での実験事業が想定され、その成果を出すことが当座の目標になると考えられます。以下に実験事業の骨子を例示します。

参加促進（すそ野づくり）事業	活動センターで開催される事業、市民まちづくり活動の様子などを紹介する広報紙やメールマガジンを出す。 市民まちづくりの楽しさ、魅力、知恵をワークショップ(現場参加)で体感する。 講座やワークショップなどで、市民まちづくり活動に役立つ知識や技術を学ぶ。
成長(パワーアップ)事業	団体運営に欠かせないマネジメント(インナーコミュニケーション、リスク管理、事業戦略など)の基礎知識、応用技術を講座及び演習などで学ぶ。 民間助成財団などの助成金を獲得するコツを学ぶ。 読んでもらえる広報紙、見てもらえるホームページの作り方コツを学ぶ。

5. 市民活動センターの活用方法



市民活動センターは、次に示す利用方針と利用ルールの考え方にもとづき、運営されるのが望ましいと考えます。

利用方針；推進組織と利用団体のオフィスセンターとして機能し、市民まちづくり活動が成長、発展する場として利用する。

利用ルール；市民まちづくり活動を実践する団体や市民が利用するのに相応しいルールを設定する。

利用団体の登録制度を設ける。

登録期間は1年とし、毎年登録の手続きをする。

登録団体は年間の活動計画及び活動報告をセンターへ提出する。

年度の中間と期末に利用状況(量、質)を評価し、センター利用にかかわる品質を確保する。

6．行政の協働により進めるまちづくりに対する役割

行政の内部啓発

協働により進めるまちづくりのための前提は、市民がまちづくりへ参加することであり、NPO がパワーアップすることもあります。行政が市民と協働できる組織と職員になることを忘れてはいけません。

そのためには、既存の事業を応用した参加促進事業の実施や職員を対象とした研修事業の企画を通じて、いわば協働に関する内部啓発を行政自らがを行い、協働事業の予算化や協働事業の実施などが特別なことでなく、ごく当たり前のことのように実施される状況にしていきます。

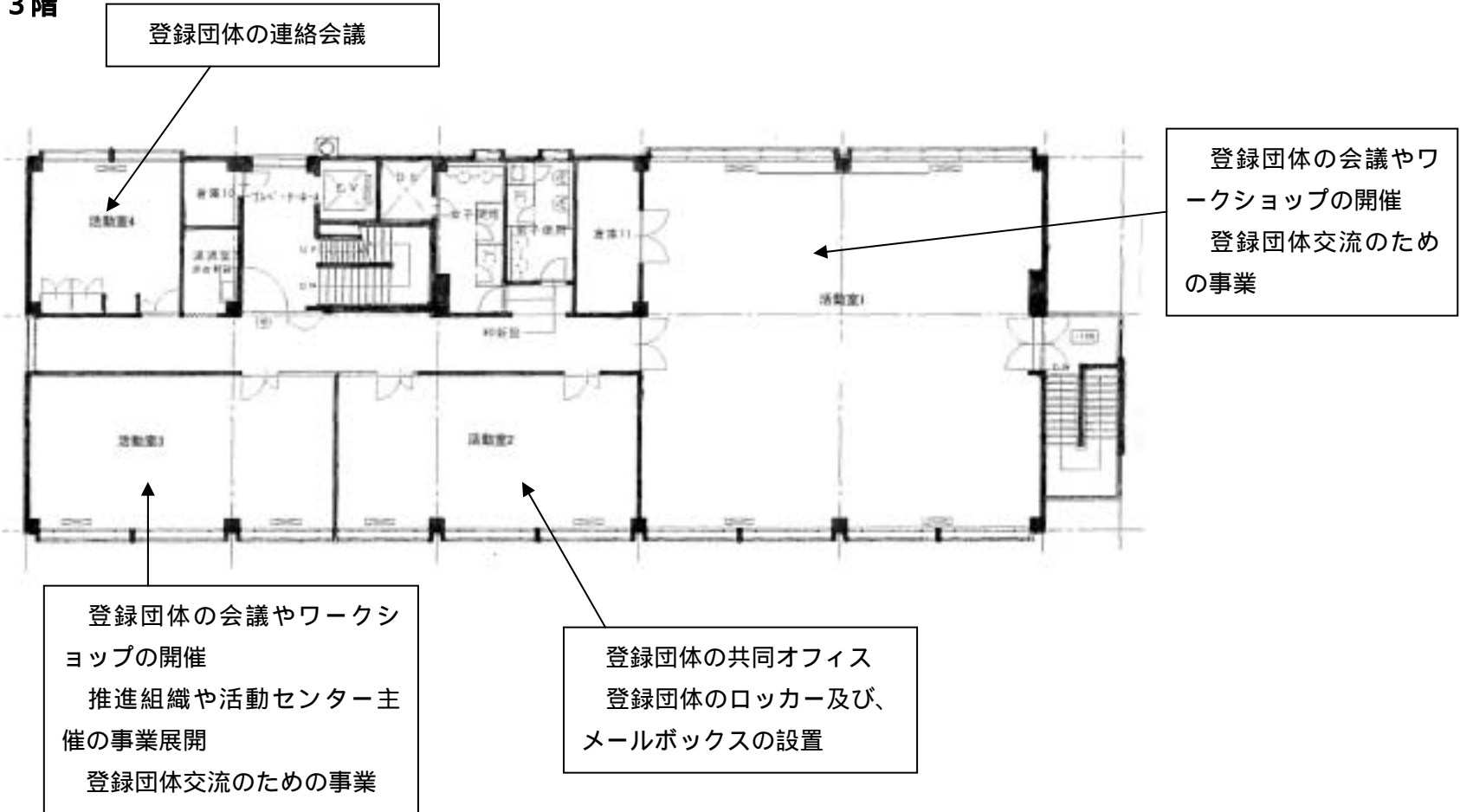
NPOへの関与

NPO は活動資金の不足、人材不足、拠点となる場所の不足、税務や会計などの運営のためのマネジメント不足といった課題を抱えています。これらの課題は NPO 自身の活動の発展に関わるだけでなく、行政との協働事業の質の向上や協働の領域拡大のためにも重要なことです。

そこで、NPO が自主的にこれらの課題を解決できるように、行政が NPO の課題解決への取り組みに対して支援することが、協働により進めるまちづくりにおける行政の重要な役割となります。このことは、市民の参加と協働の実践以前の問題として普遍的に必要であると考えます。

(別紙) 市民活動センターの活用基本案

3階



1階

